

令和7年度採用 中頓別町職員＜スクールソーシャルワーカー＞採用試験（社会人試験）
＜第3期＞ 実施要綱

1. 職種 スクールソーシャルワーカー
2. 募集人員 1名
3. 採用予定 令和7年4月1日付
4. 受験資格
 - (1) 1970（昭和45）年4月2日以降に生まれた者で次のいずれかに該当する者
 - ア. 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有し、スクールソーシャルワーク教育課程を修了した者
 - イ. 公認心理士または臨床心理士の資格を有し、保健福祉系の大学院を卒業した者
 - ウ. 福祉、教育分野における専門的な知識、技術、経験がありスクールソーシャル業務が遂行できると判断できるもの
 - エ. 普通自動車運転免許を所持している者
 - (2) 次に該当する者は受験できません
 - ア. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行猶予中の者、その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ. 中頓別町職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ. 日本国憲法施行の日（昭和25年5月3日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
5. 業務内容
中頓別町職員としてスクールソーシャルワーカー業務に従事していただきます。
6. 試験方法及び内容
 - ◇期日・会場 試験日及び試験会場は後日連絡します
 - ◇試験内容 一次選考
 - ・書類選考二次選考
 - ・基礎能力検査、性格適正検査 WEBによるSPI受検
 - ・面接試験 令和7年1月下旬から随時
7. 受付期間
 - ◇受付期間 令和7年1月10日から採用予定者数に達するまで
 - ◇提出方法 関係書類を郵送又は持参（月～金曜日の午後5時15分まで。土日祝祭日は受付できません。）
8. 申込方法
 - ①履歴書（写真添付）
 - ②資格等を有することを証するものの写し
 - ③職務経歴書（A4用紙1～2枚程度）
※職務経歴、職務内容、業務内容、アピールポイント、資格・スキル、PCスキル等
自己の信念や長所・短所等できるだけ詳細に記載してください。
9. 合格から採用まで
 - ◇合格者には合格通知され、中頓別町にて勤務することになります。
 - ◇採用後は中頓別町に居住していただきます。
 - ◇採用予定期日は採用決定の日から2月以内ですが、一定程度、合格者の希望を考慮することも可能です。

◇受験資格がないこと、提出書類に虚偽の記載等が判明した場合は、合格を取消します。

10. 採用条件

給与及び諸手当は中頓別町職員給与条例等の規定に基づき支給します。その他の勤務条件も中頓別町の条例に基づきます。

11. 提出先・問合せ先

〒098-5595 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別 1 7 2 番地 6
中頓別町役場 総務課総務グループ
TEL : 01634-6-1111/FAX : 01634- 6-1155
E-mail:somu@town.nakatombetsu.lg.jp
URL:<http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/>